

耐震除却補助事業の申請

申請の手順

①申請可能か
相談

除却する住宅
の写真を撮影

①補助金交付
申請書の提出

約10日

交付決定

工事の契約・
着工

工事完了

更地になった
土地を撮影

2月末まで

②実績報告書
の提出

補助金の額の
確定

③補助金交付
請求書の提出

約2週間

補助金の交付

① まずは下の申請の条件がすべて「はい」となるかご確認ください。

碧南市木造住宅耐震診断の判定値は1.0未満ですか？それとも容易な耐震診断の結果、倒壊の危険性がありましたか？	はい
工事の契約と工事を行う10日以上前に申請できますか？ (交付決定前に契約や着工している場合は補助金の申請ができません)	はい
過去に民間住宅耐震改修等補助金及びブロック塀等撤去費補助金の交付を受けていませんか？	はい
申請年度の2月末までに工事を終え、実績報告書を提出できますか？	はい
申請する住宅に居住していますか？	はい
市税の滞納はありませんか？	はい

①補助金交付申請書の提出 【受付は4月以降】

工事契約・着工の10日以上前までに建築課へ下記の書類を提出してください。

<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書(様式第1号)☆
<input type="checkbox"/> 市税の完納証明書(碧南市の税務課で発行した申請者のもの)
<input type="checkbox"/> 固定資産税・都市計画税課税明細書の写しまたは名寄帳兼課税台帳の写し (昭和56年5月31日以前に建築されたことが分かる書類)(税務課で発行)
<input type="checkbox"/> 所有者の同意書(住宅の所有者と申請者が異なる場合のみ必要)
<input type="checkbox"/> 案内図(工事を行う場所を示した地図)
<input type="checkbox"/> 工程表
<input type="checkbox"/> 解体工事見積書の写し(内訳を付記し、見積有効期限内のもの)
<input type="checkbox"/> 耐震診断結果報告書等の写し(表紙から5ページまで)

②補助事業等実績報告書の提出 【提出期限は申請年度の2月末】

工事完了後すみやかに下記の書類を提出してください。

<input type="checkbox"/> 補助事業等実績報告書(様式第5号)☆
<input type="checkbox"/> 請負契約書の写し(交付決定日以降に契約したもの)
<input type="checkbox"/> 請求書または領収書の写し
<input type="checkbox"/> 写真(住宅の解体前と解体後に更地になった様子をそれぞれ1枚ずつ)

③補助金交付請求書の提出

下記の書類を提出後、約2週間後に補助金が交付されます(振込通知無し)。

<input type="checkbox"/> 補助金交付請求書(様式第7号)☆

☆印の書類は碧南市のウェブサイトよりダウンロードできます。

<https://www.city.hekinan.lg.jp> を開く、または碧南市で検索し、ページID検索窓に9007と入力 ページ名「耐震関連各種補助制度規程・様式」

お問い合わせ
碧南市建設部建築課建築行政係
電話 0566-95-9907(直通)
kentikka@city.hekinan.lg.jp